

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
道路法第12条、第13条、第15条、第16条など。	道路法は、道路の種類ごとに道路管理者を定めており、原則として、各道路管理者がそれぞれの道路を管理することとしている。	c d (既に民間開放済み)		行政判断を伴う事務及び監督処分・占用許可・通行規制等の行政権の行使を伴う事務は国民の生命・財産の保護に関する行政の責務と関わるものであることから、道路管理者が自ら行う必要がある。 建設工事や、清掃・除草・補修等の維持修繕の実施等、行政判断を伴う事務及び行政権の行使以外の事務については、従前から民間業者等への委託を行っているところであり、今後とも引き続き、外部委託手法の活用を図る。		ZB160001	国土交通省	道路管理の面的な管理委託	5011	5011B001	1	大日コンサルト㈱	1	道路管理の面的な管理委託	国道、県道、市町村道の管理について、道路管理者ごとの管理ではなく、一定のエリアにおける管理を実施する。	道路は、線として道路管理者ごとに管理されていますが、広範囲な地域(エリア)で管理した方が効率的です。清掃や街路樹剪定などの維持管理や除雪作業などにおいては移動時間等の短縮が期待されます。また、道路管理の種を超えた特定エリア内の総合的な道路管理を民間に委託することによって、地図情報、交通情報や位置情報などの多様な道路情報を包括的に収集することも可能になります。その結果、行政に必要な情報を無料で提供するとともに民間にとって必要とする情報を有料にて配布することが可能になり、ひいては道路管理料のコスト削減にも	・道路維持管理・修繕作業(パトロール、清掃、街路樹剪定を含む) ・交通安全施設管理作業 ・法面点検 ・除雪作業 ・災害時の緊急点検・通行止めなど ・交通渋滞情報 ・駐車料金徴収 ・道路管理台帳の調製と保管 ・道路維持管理計画 ・道路修繕計画 ・道路使用許可 など	例えば、道路台帳を整理する場合、道路管理者ごとに調製されていますが、道路によって管理者が違っていることや更新時期が違っているため、その収集に手間がかかってしまいます。道路に関する多様な情報は、民間にとって有益な情報であり、管理者の枠を超えかつリアルタイムで管理された道路台帳は、多様な利用価値があります。 これらの情報を民間ベースで有料にて販売することによって、道路の維持管理費用を安価にすることも可能です。 また、道路管理者が収集・所有している交通情報についても、民間事業者が実施し販売することによって、多様な
	経済産業省総合庁舎ESCO実証事業では、事業提案とともに価格を含めて事業者を選定する総合評価方式を適用しています。	C		国におけるESCO事業では、民間のノウハウを最大限に活用し、省エネルギー効果を最大化させつつ、コストを抑制するための方式を採用することとしています。公募型プロポーザル方式の場合には、事業提案の内容を評価して事業者を選定しますが、その段階で提案内容の実行が確定しないという課題があります。 一方、総合評価落札方式では、事業提案と価格を含めた評価が可能となり、落札者決定の段階で実施する事業提案を確定させることから、事業者選定における公平性、透明性の高い方法であると考えられています。また、技術評価の低い提案でも低価格の事業者が選定されるおそれがありますが、適切な条件設定、発注における技術審査及び評価方法の設定により、対処が可能であると考えております。これらのことから、国で実施するESCO事業では、事業対象施設にかかるフェージビリティ等の検討を十分に行い、発注時における適切な条件設定等を実施することにより、価格に加え事業提案を評価する総合評価落札方式が適していると考えております。		ZB160002	国土交通省	ESCO事業の入札における新たな入札方法に関する要望	5036	5036B001	1	ESCO推進協議会	1	ESCO事業の入札における新たな入札方法に関する要望	政府建物へのESCO事業の調達においては、総合評価一般競争入札によるのではなく、地方公共団体で一般に採用されている「公募型プロポーザル、随意契約方式」による入札を採用すべきである。	政府建物の省エネルギーは閣議決定(「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成14年7月19日、閣議決定))によりその目標が定められているが、これを現実するにはESCO事業の導入を促進することが効果的である。しかし、現行の公共調達制度では民間の多様な技術的調達を効果的に採用することが難しい。これを背景に、総合評価一般競争入札による入札が行われているが、総合評価一般競争入札では、予定価格の作成がもたられること、事業者選定後の交渉が認められないこと	公募型プロポーザル、随意契約方式における随意契約理由については会計法第29条の3の4で競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。と定められている。ESCO事業の場合、採用する省エネルギー技術が多くなるほど、省エネルギー効果は高くなるが、同時に事業費も高くなる。一方、低価格を優先することは、最適な技術の採用を阻む恐れがあり、発注者にとって最も有利な提案を選定するためには、価格重視の評価ではなく、より高い省エネルギー効果を優先することが望まれる。特に	添付資料「国の施設へのESCO事業導入に関する要望書」ESCO推進協議会(2005年3月30日)参照
	経済産業省総合庁舎ESCO実証事業では、事業提案とともに価格に加え、技術提案の内容を評価して、事業者を選定する総合評価方式を適用しています。	C		経済産業省総合庁舎ESCO実証事業では、除算方式を採用しており、入札価格(軸)と、技術提案内容、要求水準を上回る二酸化炭素排出削減量(軸)で評価するとともに、一定の数値を超える光熱水費削減保証額に事業期間を乗じて得られる額(削減評価額)は、事業者の評価値を算出する場合に、入札価格から減じることによって評価値を算出するコストとして評価することにより、評価値の算出は、(技術提案評価)/(コスト)で求め、評価値の大きい者が落札者となります。このように、技術提案の内容や、二酸化炭素排出削減量、光熱水費の削減額が大きい優れた技術提案を提出した者が高く評価されるように、総合評価落札方式による条件を設定しております。 一方、提案にある加算方式では、コストと事業提案を同列に扱うため、技術提案の内容と価格の相対ウエイトの設定が非常に困難となります。 このため、現時点でのESCO事業における知見から、国のESCO事業においては、適正な要求条件を設定し、二酸化炭素排出削減量に対するコストが最も安くなるように技術提案を評価した上で、価格競争が期待できる除算方式を採用するのが有利であると考えております。		ZB160003	国土交通省	ESCO事業の入札における総合評価の方法に関する要望	5036	5036B002	1	ESCO推進協議会	2	ESCO事業の入札における総合評価の方法に関する要望	ESCO事業の入札は総合評価方式で行うことが適切であるが、その評価方法には除算法と加算法があり、PFI事業においては除算法が採用されているが、地方公共団体におけるESCO事業では加算法が多く採用されている。昨年度、経済産業省総合庁舎が行ったESCO事業公募では、評価方法に除算法が採用されているが、今後、国の施設でのESCO事業入札では、加算法による総合評価を採用すべきである。	ESCO事業の場合に除算方式を用いる場合には以下の問題点があげられる。 分母を入札価格とする場合であって、価格のランキング等を行わない場合は、価格の差がそのまま総合評価の差につながり、指定した最低の省エネルギー効果以上の提案を行うインセンティブが無くなる。 ESCO事業においては評価すべき項目が、価格、省エネ率あるいは温室効果ガス排出削減効果、その他(技術面、資金調達等)と大きく3者あり、総得点と入札価格の2者の指標で評価するには適さない。 価格については入札価格と収益の両者が評価対象になり、省エネ	ESCO事業は採用する省エネルギー技術が多いほど省エネルギー効果と価格が高くなり、収益の面では最適な技術の組み合わせを採用した場合が最高になる。発注者にとっては、収益最大を目指すことが経済合理性にかなっていないと考える。また、省エネルギーの推進では一般に、低価格を優先すると最適な技術を採用することが困難となる。さらに、公共施設で省エネルギーを推進する際には必ずしも経済効果で最適解ではなくても、より高い省エネルギー効果を優先させることが望まれる場合も想定される。これは他の公共工事発注の際に留意すべき要求性能と	添付資料「国の施設へのESCO事業導入に関する要望書」ESCO推進協議会(2005年3月30日)参照

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
				財務省より回答いたします。		zB160004	財務省、国土交通省	ESCO事業導入における随意契約における財務大臣との包括協議に関する要望	5036	5036B003	1	ESCO推進協議会	3	ESCO事業導入における随意契約における財務大臣との包括協議に関する要望	総合評価一般競争入札であれ、公募型プロポーザル、随意契約方式であれ、随意契約を行う際には、「予決令」第102条の4により財務大臣との協議が必要になる。PFI事業においてはこの包括協議が整っている(財計第1584号(平成14年5月23日 財務大臣 塩川正十郎)「民間資金等の活用による建築物及びその附属施設の整備等事業に関する入札に係る総合評価落札方式について」(通知))ことから、ESCO事業においても包括協議を整え、手続きの簡略化を図ることで、事業の普及拡大を図る必要がある。	ESCO事業調達を行う際には、プロポーザル方式による総合コンベが最も望ましいが、これを総入札であっても現行制度では随意契約と解釈される。そもそも、実質的には随意契約とはいえないことから、プロポーザル方式による入札制度を構築することが望ましいが、随意契約については財務大臣との協議を行うことが認められていることから、国の施設での省エネルギーを推進するために、ESCO事業の入札を効率的に実施することを目的に、財務大臣との包括協議を整えることを要望する。	ESCO事業においては総合評価一般競争入札が現実的ではないこと、評価方法としての除算法が適切な評価方法にはならないことから、新たな条件(公募型プロポーザル方式及び、加算法による総合評価等)を前提とした「予決令」第102条の4にもとづく財務大臣との包括協議を整える必要がある。	添付資料 「国の施設へのESCO事業導入に関する要望書」ESCO推進協議会(2005年3月30日)参照
	官房基幹業務の最適化計画については、ご要望理由の記述にあるとおり取り組みが行われており、対象業務を電子化、統一化することにより、システム開発等を検討しています。その検討においては、民間事業者主体での検討が行われ、システム開発から管理、運用保守までを外注化させる予定です。			最適化計画に基づくシステム開発検討は、現在経済産業省が中心となり実施しているところであり、平成20年度の運用開始を目指しています。なお、システム開発から管理、運用保守までを外注化させる予定であり、システム開発段階に先立って、すでに業務の標準化も行っております。	については手続法としての会計法令が定められており、各業務等における定性的な性能(成果)等を入札条件とすることは、現行法令に抵触してしまう恐れがあります。については各省庁間で共通する基準として採用することは可能な場合があります。については、市場化テストの対象となった場合には、必然的に検討されるものと考えます。また、については細分化の程度が不明ですが各業務における一定範囲や分野の外注化は既に行われているものもあり、経済的合理性に基づいて決定されるものと考えます。	zB160005	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画」が各府省10連合会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることからも、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	性能発注方式による入札条件の設定サービスの質を評価する総合評価基準の採用リスクが適切に発注者・受託者に配分されること対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
建築基準法第7条の6	特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたときには、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、使用し、又は使用させることができる。			仮使用の承認は、対象となる工事中の建築物について想定される危険要因を具体的に検討し、個々の危険要因に対応した安全対策が適切に講ぜられているか否かを建築物の使用状況等を勘案して総合的な見地から判断し、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合に行うものであり、特定行政庁の裁量を伴う行為であるので、民間機関の業務にはなじまない。		zB160006	国土交通省	建築物の仮使用承認手続の民間開放	5053	5053B001	1	(社)日本経済団体連合会	1	建築物の仮使用承認手続の民間開放	仮使用承認の手続を、指定確認検査機関でも行えるようにすべきである。	建築確認や完了検査と異なり、仮使用承認は指定確認検査機関が行うことが認められていない。その結果、建築確認申請を指定確認検査機関で行って建築物を仮使用したい場合は、仮使用承認だけを特定行政庁に申請することになり、手続が煩雑である。工事部分の工事計画や安全計画の検査を除けば、仮使用承認に際して行われる検査は実質的に完了検査と同じである。安全上、防火上及び避難上の支障については、仮使用承認の基準を明確化すれば、民間の指定確認検査機関で判断することは十分に可能であると考えられる。建築物の検査や使用開始に	建築基準法では、検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限を規定しており、仮使用承認の手続は特定行政庁が行うものとされている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
自動車損害賠償保障法 附則第4項 独立行政法人自動車事故対策機構法 第3条、第13条	重度後遺障害者への介護料支給業務及び交通遺児への無利子の貸付業務は、自動車損害賠償保障法に基づく交通事故被害者救済対策事業として、交通事故被害者の保護の増進を目的として実施されている。これらの事業は、被害者が全国のどの場所においても等しく(申請を受け付けることができる組織を有し、また、返済能力如何にかかわらず要件を満たす申請者に交付する公平性が担保されている必要がある。また、当該事業は被害者への長期にわたる給付又は貸付けの継続が常に確保されている必要があることから、支那体制の変りな安定した主体が実施していく必要がある。さらに、交通事故被害者の救済事業という性質から、支給や貸付け業務を行うばかりでなく、重度の後遺障害者に係る情報提供や交通遺児に対する精神的支援の業務等も併せて行う必要がある。高度な専門的知見と長年にわたるノウハウをもつ主体によって実施されることが求められる。	c	-	重度後遺障害者への介護料支給業務及び交通遺児への無利子の貸付業務は、自動車損害賠償保障法に基づく交通事故被害者救済対策事業として、交通事故被害者の保護の増進を目的として実施されている。これらの事業は、被害者が全国のどの場所においても等しく(申請を受け付けることができる組織を有し、また、返済能力如何にかかわらず要件を満たす申請者に交付する公平性が担保されている必要がある。また、当該事業は被害者への長期にわたる給付又は貸付けの継続が常に確保されている必要があることから、支那体制の変りな安定した主体が実施していく必要がある。さらに、交通事故被害者の救済事業という性質から、支給や貸付け業務を行うばかりでなく、重度の後遺障害者に係る情報提供や交通遺児に対する精神的支援の業務等も併せて行う必要がある。高度な専門的知見と長年にわたるノウハウをもつ主体によって実施されることが求められる。		zB160010	国土交通省	貸付業務等の受託	5059	5059B021	1	市場化テスト推進協議会	21	貸付業務等の受託	介護料支給業務・貸付業務を市場化テストの対象とされたい。	非権力的業務であり、民間による提供が可能である。民間でも類似の業務が存在し、民間が提供することは充分可能である。	独立行政法人自動車事故対策機構	
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条の3、第20条、第28条	国は、大阪国際空港及び福岡空港を周辺整備空港として指定し、知事は当該周辺整備空港の設置者(国土交通大臣)と協議し、その同意を得て空港周辺整備計画を策定している。独立行政法人空港周辺整備機構は、この周辺整備計画を実施する等により、その地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として設立されたもので、この目的達成のために各種事業を行っている。	c	-	大阪国際空港及び福岡空港は、人口が非常に稠密な既成市街地の中に立地しており、民家の防音工事業や移転補償だけでなく、住民が移転した跡地を利用して、再開発や公園緑地整備など、地方公共団体との協力の下に面的なまちづくりを併せて行うことが必要である。こうしたことから、地方公共団体の出資・人員派遣等を得て、地域に密着した組織として独立行政法人空港周辺整備機構を設立し、環境整備を行っているものであり、再開発・造成等の業務の包括委任を実施することは不適切である。なお、ご指摘の再開発・造成・防音工事業それぞれについては、民間事業者が実施しているところである。		zB160011	国土交通省	再開発・造成等の業務の包括受託	5059	5059B022	1	市場化テスト推進協議会	22	再開発・造成等の業務の包括受託	当該独立行政法人の全業務を市場化テストの対象とされたい。	再開発・造成・防音工事業などの業務は民間でも実績と技術を蓄積しており、民間が充分に受託提供することが可能である。	独立行政法人空港周辺整備機構	
旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成14年1月30日付、国自総第446号の2、国自旅第161号の2、国自総第149号の2)、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条 貨物事業者運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(平成15年3月10日付、国自総第510号、国自旅第118号、国自総第211号) 旅客自動車運送事業運輸規則第38条 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成12年12月3日国土交通省告示第1676号)、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1366号)	運行管理者の講習については、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第3項により、講習を適性かつ確実に実施するに足る経済的基礎及び技術的能力がある場合には認定を受けることができる。	d	-	運行管理者の講習については、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第3項により、講習を適性かつ確実に実施するに足る経済的基礎及び技術的能力がある場合には認定を受けることができる。		zB160012	国土交通省	講習業務・適性検査業務	5060	5060B003	1	民間企業	3	講習業務・適性検査業務	講習業務・適性検査業務について民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人自動車事故対策機構	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
下水道法第3条、第25条の2	下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について(平成16年国都下管10号)及び指定管理者制度による下水道の管理について(平成16年国都下企第71号)を地方公共団体に通知している。	d	—	下水道の維持管理は、その多くが民間に委託されており、平成16年3月には、包括的民間委託や指定管理者制度の活用について地方公共団体に周知し、積極的に民間活力の活用を促しているところ。		zB160013	国土交通省	下水業務の市場化テスト	5067	5067B002	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	2	下水業務の市場化テスト	自治体の下水業務を民間開放する	現在、下水事業は下水道法3条により、市区町村もしくは都道府県が請け負うことになっている。しかし、当該業務は設備の管理など民間において類似業務が存在する。 民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.コストダウン・利用者にとっての料金低下 2.業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 3.利用者にとってのサービスの向上 民間の創意工夫により、下水処理の新しい技術が採用され水質が向上する等の可能性がある。	自治体の下水道管理業務全て	
都市公園法第5条	公園施設の管理については、従来は公園管理者が「自ら設け、又は管理することが不適当又は困難である」ものに限って第三者に公園施設の設置・管理を許可してきたところであるが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法第5条を改正し、民間事業者等公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理することが都市公園の「機能の増進に資すると認められる」場合についても設置・管理の許可をすることができるよう措置したところ。 また、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公園管理者が公園管理者以外の者である指定管理者に都市公園の包括的管理を行わせることができる旨通知(平成15年9月2日国都公緑第76号「指定管理者制度による都市公園の管理について」)を行っているところ。	d	—	民間事業者等公園管理者以外の者による公園施設の管理については、従来より都市公園法第5条に基づいて行われてきたところであり、平成16年には一層の機能増進を目的として公園施設の設置・管理の許可要件を緩和し、公園管理者自らが設置・管理することが不適当である場合に加え、公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められる場合についても管理の許可をすることができるよう措置しているところ。 また、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公園管理者が公園管理者以外の者である指定管理者に都市公園の包括的管理を行わせることができる旨通知(平成15年9月2日国都公緑第76号「指定管理者制度による都市公園の管理について」)を行っているところであり、積極的に民間活力の活用を促しているところ。		zB160014	国土交通省	公園施設管理の市場化テスト	5067	5067B005	1	つくば市議会議員 五十嵐立青	5	公園施設管理の市場化テスト	公園施設管理業務を広く市場化テストにかける	現在、公園管理業務は自治体の職員や自治体から委託を受けた業者により行われているが、施設管理やその設備の有効活用は民間企業がノウハウを有する部分である。 民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.利用者にとってのサービス・品質の向上 民間の創意工夫を活用することにより受付方法の向上等の向上が見込める。 2.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 3.新しい活用方法や機会の提供 イベントや学習等と組み合わせることで活用の幅	自治体の管理する公園施設全般	
気象業務法第13条、第17条、第23条	気象業務法では、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄することを目的として、気象庁が予報及び警報を行わなければならないこととなっている。(気象業務法第13条及び第23条関係)一方、民間開放規定を設けており、民間気象事業者が予報業務を行うに当たっては、不正確な予報により、社会・経済活動への被害を回避する等のため、必要最小限の基準を設け、許可制としている。(気象業務法第17条関係)現在、予報業務許可事業者が全国各地において、個人や民間企業等の様々なニーズに応じて各種サービスを提供している。	d	—	予報業務については、平成7年以降、特定向けに加え、一般向け予報についても自由化を図り、民間気象事業者の技術レベルの進展に応じて、予報期間についても6ヶ月予報まで可能とした。これらにより、現在、民間の予報業務許可事業者数は約60事業者、年間総売上額は約300億円にのぼり、全国各地において、世の中の多様なニーズに対応した各種サービスが民間によって提供されているところである。		zB160015	国土交通省	予報業務の一部業務の市場化テスト	5068	5068B001	1	個人	1	予報業務の一部業務の市場化テスト	現在、気象庁が実施している予報業務(地域ごと)	災害対策基本法、及び気象業務法等により実施されている予報業務については、すでに気象庁長官の許可に基づきいくつかの企業が一部地域で類似業務を実施しているため	地域ごとに市場化テストを実施することで、地域ごとに競争が促進されコスト削減・サービスレベル向上が図られるものと考えられるため	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
道路運送車両法	自動車検査時の基準適合性の審査については、民間の指定整備工場においても行うことが可能である。	d		自動車の基準適合性の審査については、民間の指定整備工場においても行うことが可能であり、既に民間開放されている。		zB160016	国土交通省	自動車検査独立行政法人の市場化テスト	5068	5068B011	1	個人	11	自動車検査独立行政法人の市場化テスト	現在、自動車検査独立行政法人が実施している審査業務の市場化テスト	現在、自動車検査独立行政法人が実施している車検の審査業務は、民間事業者等においても、すでに広く実施されている業務と著しく類似しているため	市場化テストを導入することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	
	職員及び職員の指示を受けた民間委託運転手が、公用車による幹部の送迎等を行っている。また、行政効率化推進計画の一環として、職員運転手の退職後は、原則として不補充とし、運転業務の民間委託を推進している。民間委託運転手に対しては、職員同様に守秘義務を契約時に課している。	d		行政効率化推進計画の一環として、職員運転手の退職後は、原則として不補充とし、運転業務の民間委託を推進しているところ。		zB160017	全庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容と変わらなるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に至って提供されている公用車サービス	
	例えば「備品購入」などの業務について国土交通省としては競争入札における電子入札の全面的実施を図っているとともにその保守・管理なども民間事業者に外注しており、会計法令上、職員が行うべき業務(判断)以外は手続きを電子化・統一化して、その殆どを民間へ開放しています。また、現在総務省とりまとめにより、ITベンダー企業が中心となって各省庁が参加する形式により検討が行われた結果を踏まえて、「カタログ調達サービス」などをWeb上で実施することを決定しています。	b		今回のご要望については、非常に多岐に渡る業務範囲の民間開放・委託であるため、程度の差があり一元的に回答することは難しいところですが、例えば会計関係業務の殆どは既にシステム化され、外注化しているところ。ご要望について、国土交通省のみで議論を進めることは、困難であるとともに、既に行われている「官房基幹業務の業務・システム最適化計画」や、それに基づく、システム開発の成果を踏まえて、判断すべきものと考えています。		zB160018	全庁	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
自動車損害賠償保障法 附則第4項 独立行政法人自動車事故対策機構法 第3条、第13条	制度後遺障害者への介護料支給業務及び交通遺児への無利子の貸付業務は、交通事故被害者救済対策事業として、交通事故被害者の保護の増進を目的として実施されている。これらの事業は、被害者が全国のどの場所においても等しく(申請を受け付けることができる組織を有し、また、返済能力如何にかかわらず案件を選ばず申請者に交付する公平性が担保されている必要がある。また、当該事業は被害者への長期的にわたる給付又は貸付けの継続が常に確保されている必要があることから、支那体制の安からない安定した主体が実施していく必要がある。さらに、交通事故被害者の救済事業という性質から、支給や貸付け業務を行うばかりでなく、制度の後遺障害者に関する情報提供や交通遺児に対する精神的支援の業務等も併せて行う必要がある。高度専門的知見と長年にわたるノウハウをもつ主体によって実施されることが求められる。したがって、これらの事業の性質から、全国的な組織を有し、法律に基づき設置・運営される独立行政法人であり、約30年にわたる被害者支援の実績を有する自動車事故対策機構が実施することが適当である。	c	-			zB160019	国土交通省	自動車事故対策機構における指導・講習業務等の市場化テスト	5070	5070B007	1	個人	7	自動車事故対策機構における指導・講習業務等の市場化テスト	運行管理者の指導公衆業務、運転者の適正診断業務、制度後遺障害者、交通遺児等の保護業務を公益法人も含めて市場化テストにかける	・左記の業務は公益法人でも実施している業務であることから自動車事故対策機構独自でやる必要性が低い ・また、適正診断業務は各種科学技術の発達に伴い診断方法を改良していく必要がありながらもほとんど変わっていないことから業務改善のため民間も含めた主体者の検討が望ましい	・業務を効率化させることにより経費削減が見込まれる。また、給与水準が国家公務員に比べ高いことから給与水準の低い民間に委託することでこの分のコストダウンも見込める。 ・さらに、適正診断業務によっては方法が改良されることによりその見極め能力が向上するという効果も得られると考えられる。	
旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成14年1月30日付、国自総第446号の2、国自総第161号の2、国自総第149号の2)、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条、貨物事業者運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(平成15年3月10日付、国自総第519号、国自総第118号、国自総第211号) 旅客自動車運送事業運輸規則第38条、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年12月3日国土交通省告示第1476号)、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1366号)	運行管理者の講習については、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第3項により、講習を適性かつ確実に実施するに足る経済的基礎及び技術的能力がある場合には認定を受けることができる。 適性診断については、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第3項～第5項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第3項～第5項により、診断を適性かつ確実に実施するに足る経済的基礎及び技術的能力がある場合には認定を受けることができる。	d	-			zB160020	国土交通省	自動車事故対策機構における適正診断業務、指導講習業務にかかる市場化テスト	5070	5070B007	2	個人	7	自動車事故対策機構における適正診断業務、指導講習業務にかかる市場化テスト	運行管理者の指導公衆業務、運転者の適正診断業務を公益法人も含めて市場化テストにかける	・左記の業務は公益法人でも実施している業務であることから自動車事故対策機構独自でやる必要性が低い ・また、適正診断業務は各種科学技術の発達に伴い診断方法を改良していく必要がありながらもほとんど変わっていないことから業務改善のため民間も含めた主体者の検討が望ましい	・業務を効率化させることにより経費削減が見込まれる。また、給与水準が国家公務員に比べ高いことから給与水準の低い民間に委託することでこの分のコストダウンも見込める。 ・さらに、適正診断業務によっては方法が改良されることによりその見極め能力が向上するという効果も得られると考えられる。	
(鉄道建設業務) 鉄道事業法等関係法令のを行った民間事業者が鉄道建設業務を行うことについて、現行法令上の支障はない。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の建設する整備新幹線等の鉄道施設は、国の重要な社会基盤であり、国民生活の向上及び社会経済の発展等の見地から、公的主体である機構がその調査・計画・建設を一貫して行っているが、現在においても建設工事の大部分をゼネコン等の民間企業に発注しているところである。 (土地売却業務) 現行法令上、機構の土地売却業務について、民間開放を阻害する規定はない。現在においても、機構はその保有する土地の売却事業の更なる効率化、適正化を図る見地から、その一部の業務において、民間企業に業務委託を行っているところである。	(鉄道建設業務) 鉄道事業法等関係法令のを行った民間事業者が鉄道建設業務を行うことについて、現行法令上の支障はない。また、制度の現状のとおり、現在においても、機構は、建設工事の大部分をゼネコン等の民間企業に発注しているところである。 (土地売却業務) 現行法令上、機構の土地売却業務について、民間開放を阻害する規定はなく、その土地売却業務を民間事業者が行うことは可能である。	d	-			zB160021	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道建設業務と土地売却業務の市場化テスト	5070	5070B012	1	個人	12	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道建設業務と土地売却業務の市場化テスト	鉄道建設・運輸施設整備支援機構における鉄道建設業務と土地売却業務を市場化テストにかける	・鉄道建設業務は民間事業者でも同等の業務を行っているものである。 ・また、土地売却業務は不動産企業により行われているものであり、告知・価格交渉等においてノウハウをもっているものと考えられる	・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・民間不動産会社のノウハウを活用することで、売却件数の増加、売却価格の適正化等が期待できる	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
道路運送法第4条	一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	d	-	バス事業は、公営民営を問わず道路運送法第4条の許可を受けたものであれば経営することが可能である。実際現行制度においても、既に経営効率化等の観点から公営企業から民間企業への移管が進んでいるところもあり、民間開放を阻んでいるものではない。		zB160022	国土交通省	バス業務の市場化テスト	5070	5070B014	1	個人	14	バス業務の市場化テスト	市営で行っているバス運営事業を民間開放する	現在、バスの運営業務は市営で行っている。しかし、当該業務は民間でも実施されている業務であり、給与体系、運用ノウハウ等において優位を築いていると考えられる。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.利用者にとってのサービスの向上 民間の創意工夫により、本数や社内設備、料金体系等に工夫が生まれサービスが向上する。	
鉄道事業法第3条	現在、市営で行っている「地下鉄・鉄道運営事業」への民間事業者の参入は、国土交通大臣の許可を受けることにより、既に可能である。	d	-	現在、鉄道事業について、鉄道事業法第3条の規定により、国土交通大臣の許可を受けた者であれば、鉄道事業を営むことができることとなっている。したがって、「地下鉄・鉄道事業」の民間開放を現在においても阻んではいない。		zB160023	国土交通省	地下鉄・鉄道業務の市場化テスト	5070	5070B015	1	個人	15	地下鉄・鉄道業務の市場化テスト	市営で行っている地下鉄・鉄道運営事業を民間開放する	現在、地下鉄・鉄道運営事業は市営で行っている。しかし、当該業務は民間でも実施されている業務であり、給与体系、運用ノウハウ等において優位を築いていると考えられる。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.利用者にとってのサービスの向上 民間の創意工夫により、本数や社内設備、料金体系等に工夫が生まれサービスが向上する。	
道路運送車両法第102条 道路運送車両法施行規則第69条	自動車検査・登録等の申請に当たっては、自動車検査登録印紙を印紙売り捌き所で購入し、納付書に貼付して納めなければならない。ただし、「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)第3条の規定により電子情報処理組織を使用して申請をする場合には、電子納付することができる。	d	-	自動車検査登録印紙の売買については、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、予め資力や信頼性等を考慮して選定・委託された印紙売り捌き人に取り扱わせることが適当と考えている。ただし、当該売り捌き人から印紙を購入する場合において、第3者(クレジットカード会社)が代行して現金納付するなどして、印紙を購入することについては禁止していないので、現行制度下でも実施可能と考える。		zB160024	財務省、国土交通省	車検申請時における印紙税の支払(納付)代行業務	5078	5078B009	1	株式会社ゼロ	9	車検申請時における印紙税の支払(納付)代行業務	車検申請時における印紙のクレジットカード決済での支払の許可	現行、印紙を購入するには現金払いしか認められず、新たな支払手段として印紙をオンラインによるクレジットカード決済で支払を行いたい。印紙は課税文書に貼り付けた時点で課税され、印紙の購入自体は税金の支払ではない。しかし車検時に車検業者に支払を行なう場合、検査料はクレジットカードが利用できる場合があるが、印紙分は現金でしか払うことができない。印紙を購入するという考え方でオンラインによるクレジットカード決済を行いたい。分割払い一括払い等、支払い方法を選択できることで負担を軽減し収納の確実性も増す。	陸運局のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・ナンバープレートによる個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
道路運送車両法第97条の4	自動車検査・登録等の申請について、自動車検査証を交付又は返付する場合に、係る自動車について課されるべき自動車重量税が納付されていないときには、自動車検査証の交付又は返付を行わない。	e	-	当省所管業務の中では、申請の自動車に課されるべき自動車重量税の納付確認を行っているに過ぎず、納付の方法については当省の関知しないところである。		zB160025	財務省、国土交通省	自動車重量税の支払(納付)代行業務	5078	5078B010	1	株式会社ゼロ	10	自動車重量税の支払(納付)代行業務	自動車重量税のクレジットカード決済での支払の許可	車検を依頼する場合、車検業者の検査料はクレジットカード決済ができる場合もあるが、自動車重量税は現金払いとなってしまう。自動車重量税もまとめてクレジットカード決済ができれば利用者の利便性が向上する。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで負担を減らすこともできる。	陸運局のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・ナンバープレートによる個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。	
	クレジットカードを利用しての家賃等の支払いに関して、民間開放を妨げる規制はない。	e		本件については、民間開放を妨げる規制はなく、独立行政法人都市再生機構の経営判断に係る事項である。なお、同機構において、口座振替等の手数料と比較してクレジットカードの利用手数料負担が大きいため提案の実現は困難としている。		zB160026	国土交通省	公団の家賃の支払代行業務	5078	5078B017	1	株式会社ゼロ	17	公団の家賃の支払代行業務	公団家賃・共益費のクレジットカード決済での支払の許可	公団は家賃・共益費滞納の問題を抱えており、新たな決済手段としてクレジットカード決済を導入する。支払者にとって支払い方法を選択することで利便性が向上する。クレジットカードは口座振替同様に継続支払等ができるため収納の確実性があり、公団にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。	公団の入居契約時・更新時に都市再生機構などのホームページ上や窓口でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども契約時・更新時に受け付けられる。抽選番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ、オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。	
	要望事項の庁舎内サービスセンター事業の内、印刷パッケージサービスの内容については既に「印刷機運用業務請負」において当該サービスは網羅されており、民間開放を実施済みである。また、当該業務請負は提案内容での24時間体制ではないが、現体制での不都合等は生じていない状況である。	d		今回のご要望については、多岐に渡る業務範囲の民間開放・委託であるため、一元的に回答することは難しいところですが、要望事項の庁舎内サービスセンター事業の内、印刷サービスの内容については既に「印刷機運用業務請負」において当該サービスは網羅されており、民間開放を実施済みである。また、当該業務請負は提案内容での24時間体制ではないが、現体制での不都合等は生じていない状況です。		zB160027	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
-	-	e	-	提案のあった証明書等管理業務は、ワンストップサービス導入後においても、法的な制度として位置付けられるものではない。ただし、自動車登録番号等の電子化に馴染まない「物」の取扱いについては、要望者(日行連)も含む関係者で構成された証明書等管理業務協議会で検討されているところである。		zB160028	国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける証明書等管理業務の対象拡大	5100	5100B001	1	日本行政書士会連合会	1	自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける証明書等管理業務の対象拡大	自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」と称す。)における証明書等管理業務について、国家資格者として安心と利便に貢献できる行政書士を活用すべきである。	OSSは、新車新規検査登録に関して、本年12月26日より全国の4都道府県において稼働する予定で準備が進められている。自動車ナンバープレート等の電子申請・情報化に馴染まない「物」については、証明書等管理業務として対応を図るべく国土交通省、(財)自動車検査登録協会等で構成された証明書等管理業務協議会で検討が重ねられている。当該業務を取り扱う証明書等管理業者として、メーカーやディーラーに属さない国家資格者であり、自動車登録業務について深い知識と経験を有する行政書士を活用することにより、国民の選択が広がる。		
	(独立行政法人都市再生機構)家賃等収納、滞納督促業務について、民間開放を妨げる規制はない。 (地方住宅供給公社)地方住宅供給公社法上、公社の業務の一部を第三者に委託することは制限されていない。	(独立行政法人都市再生機構)e (地方住宅供給公社)e		(独立行政法人都市再生機構)本件については、民間開放を妨げる規制はなく、独立行政法人都市再生機構の経営判断に係る事項である。なお、同機構において、収納等業務の費用負担が増加する等の判断から、提案の実現は困難としている。 (地方住宅供給公社)地方住宅供給公社法第21条に定められている公社の業務の一部を、第三者に委託することについて、同法上特段の規制は設けられていない。		zB160029	国土交通省	公園等の家賃の収納・保証ならびに回収	5109	5109B001	1	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債回収株式会社	1	公園等の家賃の収納・保証ならびに回収	入居者の家賃支払の集金業務を信販会社等が行い、また家賃の支払いについて一定期間、金額の保証を行う/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化		
航空法第94条~99条	航空管制業務は我が国においては、航空法に基づき国が実施。	C		航空管制業務を我が国のような狭大な国土のもとで最も効率に行うためには、空域管理を含む管制業務の業務主体が一元化されることが望ましく、現に、我が国航空ネットワークの中核である首都圏空域の発着量増大のために空域の管理する機田空域の過密に向け政府として取り組んでいるところ。 ・タワー管制業務等管制業務の一部を民間開放の対象とする場合は、このような一元化の方向性と相背せず、空域通過の促進が不透明な状況下でこれに着手することは今後の空域運用交渉にも影響を及ぼすおそれがあり、我が国の空域に係る権限を譲渡すること懸念され、不適当である。 ・なお、要望で言及されている米国のタワー管制業務の外部委託は1)VFR(視界飛行方式)専用飛行場(2)プログラム・サービスのみで実施されているものと承知しているが、我が国においては前者に相当する飛行場においては基本的に管制業務を提供していない。また、後者は同様に米本土より近接しているオーソトリック管制塔であり、米連邦航空局とのコミュニケーション言語が共通(英語)という環境下で実施されているもの、日本のタワー管制業務で従事する外部委託者を認定することは困難である。 ・また、要望で言及されている米国のFSS(Flight Service Station)は、定められた管轄空域内で運航者への航空情報や気象情報の提供、飛行計画の受理、発着にある航空機の捜索、救難等において業務を提供している業務を実施しているものと承知しているが、我が国において全く同様の管制機能が存在するものではない。したがって、同業種によって我が国の航空管制業務の具体的な何を民間開放の対象にすべきとの主張が定かでないが、これらの業務は我が国の管制機能において航空管制と一体不可分な形で提供されており、これらの業務の部分的な民間開放はいたずらに内部調整プロセスを複雑させ、きわめて非効率なものとなることから不適当である。	提案者要望事項に対する回答 1. 航行補助施設利用料の収支状況(平成17年度予算) 航行補助サービスに必要なコスト(A) 総額約1,507億円 航行補助施設利用料収入(B) 総額約1,254億円 収支 (B)-(A)=-253億円 1,254億円-1,507億円=-253億円 空域整備特別会計として航空機燃料税等の一般財源からの繰入額253億円により充当 2. 航空保安職員について 職員数 4,435人(平成17年度末予算定員) 雇用形態 国家公務員(内訳) 航空管制官 1,904人 航空管制助長情報官 733人 航空管制通信官 64人 航空管制技術官 1,590人 衛星運用官 139人 3. 各航空会社からの収入について(平成17年度予算) 航行補助施設利用料1,254億円(内訳) ・本国内において着陸する航空機からの徴収額 1,194億円 ・本邦の飛行情報区を通過する航空機からの徴収額 58億円	zB160030	国土交通省	航空交通管制業務・事業	5118	5118B001	1	民間企業	1	航空交通管制業務・事業	航空法により、国土交通省・航空局が主管としている航空交通管制業務事業	現行、提供されているサービスを民間企業が実施することで、下記メリットが得られると考えられる。 1. 必要経費(3A)の削減 組合員に属さない管制官を使用することで、コスト削減が期待できる。 ・米国民FAの管制官平均給与 ⇒約US\$112,000/年 ・米国民民間企業の管制官平均給与 ⇒約US\$ 82,000/年 2. 安全・サービスの向上 a) 国家予算に関係無く、設備投資が可能となる。 b) 既に海外で管制業務を実施している民間業者との連携により、蓄積ノウハウを有効活用で	1. 各空港の管制塔内でのタワー管制業務 2. FSS(Flight Service Station)での管制業務	1. 現状管制業務に当てられている国家予算の内容と具体的な数字が明らかになること。 2. 現在の航空管制運営にかかわる全ての諸経費とそれに従事する職員数、また雇用形態に関する情報が開示されること。 3. 現状各航空会社からの収入(overflight FeeやEnroute Fee等)の情報が開示されること。